

入会のご案内

総社商工会議所は、地域・企業の「気軽な相談窓口」をして、会員のみなさまの支援と地域の発展に努めております。

《活動指針》

1. 総社商工会議所は、会員企業および地区内企業が発展するためのパートナーとして企業を応援し、総社市の発展を経済面から支えます。
2. 総社商工会議所は、会員企業にとって身近な存在、「気軽な相談窓口」となることを目指します。
3. 総社商工会議所は、「気軽な相談窓口」として、会員企業が抱える困りごとを把握し解消するため活動します。

上記の活動指針の下、会員の皆さまには、事業の発展に役立つ情報・資料ならびに総社商工会議所会報(月刊)の提供を行い、経営を幅広くサポートいたします。

会員に入会していただくには

●入会資格

旧総社市内で営業している商工業者であれば、法人・団体・個人事業主、規模・業種を問わず、どなたでも入会できます。

また旧総社市外の方でも特別会員として入会いただけます。

●入会手続

窓口に備え付けの申込書に必要事項をご記入のうえ、年会費と合わせて窓口までご提出ください。

申込書と年会費が揃いました時点で入会手続が完了します。

●会費

年会費として、30,000円をご負担ください。

※但し、10月～翌年3月入会の場合は半額となります。

※初年度のみ集金、次年度以降は口座振替となります。

(中国銀行・吉備信用金庫・トマト銀行・百十四銀行 対応)

●特定商工業者法定負担金

特定商工業者の方には、当所の会費とは別に年間2,000円の法定負担金をご納入いただいています
(全て損金または必要経費となります)

※特定商工業者とは

商工会議所法に基づき、資本金額(払込出資総額)が300万円以上または営業所などの従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以上に該当する商工業者を指し、その名称・所在地・事業内容を法定台帳に登録するよう定められています

※法定台帳とは

特定商工業者の方が自己の事業の内容を商工会議所に登録する台帳のことです

※法定台帳の活用方法について

ご登録いただいた法定台帳を全商工業者の発展に資する貴重な資料として最善の注意を持って管理するとともに、商取引の照会、斡旋、商工業に関する諸証明、商工業者名簿の作成、商工業に関する調査研究の基礎資料など、あらゆる面で皆様方のお役に立つよう広く活用しています

会員様限定！！

豊富な会員サービスは[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ・お申し込み先

総社商工会議所業務課 TEL:0866-92-1122 まで、お気軽にお問い合わせください。